

財務省告示第四百四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年八月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年九月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十 一回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法」という。の規定の適 用等 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法」という。の規定の適 用等
四	発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け 額 二百四十九億七千九十九万円
五	発行額 額 二百四十九億七千九十九万円
六	払込金額 額 二百四十九億七千九十九万円
七	最低額面金 額 五万円
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る。 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る。
九	発行行 額 平成十六年八月三十日 額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四 角
十	発行価格 額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四 角
十一	利率 年 二 ・ 二 パ ー セ ン ト
十二	経過利率 日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成三十六年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

平成十六年八月三十日

十八 払込期日